

JET/JFT/JYT 運営規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

目次

第1条（趣旨）	4
第2条（用語の定義）	4
第3条（対象とするチームおよび選手）	4
第1章 ツアー概要	5
第4条（JET/JFT/JYTの管理統括）	5
第5条（チーム代表者会議の設置）	5
第2章 競技	5
第1節 競技全般	5
第6条（JBCF公式レース）	5
第7条（レース日程等）	5
第8条（女子強化指定選手）	6
第9条（不正行為への関与の禁止）	6
第10条（JBCF公式レースの主催）	6
第11条（競技規則）	6
第12条（届出義務）	6
第13条（出走資格）	6
第14条（ジャージ）	7
第15条（ゼッケン番号等）	7
第16条（使用機材）	7
第17条（オンボードカメラ）	7
第2節 ライセンスコントロール	8
第18条（選手のライセンスコントロール）	8
第19条（チームスタッフのライセンスコントロール）	8
第3節 バイクチェックおよび出走サイン	8
第20条（出走前検査）	8
第21条（選手の服装）	8
第22条（使用機材）	9
第23条（ギア比制限）	9
第24条（出走サイン）	9
第4節 レース	10
第25条（スタート）	10
第26条（飲食料の補給）	10
第27条（機材の補給）	10
第28条（ニュートラルサポート）	11

第 29 条 (失格)	11
第 5 節 レース後	11
第 30 条 (貸与物の返却)	11
第 31 条 (ペナルティ)	11
第 6 節 救護	12
第 32 条 (救護)	12
第 3 章 ポイント	12
第 33 条 (ポイント)	12
第 34 条 (ポイント表)	12
第 35 条 (チーム移籍時のポイント)	12
第 36 条 (ポイントの持ち越し)	13
第 37 条 (カテゴリーの振分け)	13
第 38 条 (カテゴリーの自動昇格)	13
第 4 章 ランキング	14
第 39 条 (年間ランキング)	14
第 5 章 表彰	14
第 40 条 (年間表彰)	14
第 41 条 (レース別表彰)	14
第 42 条 (リーダージャージの付与数)	14
第 43 条 (表彰式への参加)	15
第 6 章 選手	15
第 44 条 (誠実義務)	15
第 45 条 (履行義務)	15
第 46 条 (ドーピング禁止)	15
第 47 条 (禁止事項)	16
第 48 条 (疾病および傷害)	16
第 49 条 (未成年者)	16
第 50 条 (選手の肖像権について)	16
第 7 章 加盟登録および移籍	17
第 51 条 (選手の登録)	17
第 8 章 処分・免責	17
第 52 条 (処分)	17
第 53 条 (免責)	17
附則	17

総則

第1条（趣旨）

本規程は、「一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟定款」（以下「定款」という）に基づき、JBCFの活動領域である「自転車競技力の向上」、「新しい自転車文化の創造・自転車環境整備」、「世界への挑戦」に関連する事業の推進を図ることを目的とし、JET/JFT/JYTの運営に関して定める。

第2条（用語の定義）

本規程で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1. JBCF：一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. JCF：公益財団法人 日本自転車競技連盟
3. UCI：国際自転車競技連合
4. JET：J エリートツアー
5. JFT：J フェミニンツアー
6. JYT：J ユースツアー
7. JET2019：JETにおける2019年シーズン
8. JFT2019：JFTにおける2019年シーズン
9. JYT2019：JYTにおける2019年シーズン
10. 年齢：各暦年中に達する年齢

第3条（対象とするチームおよび選手）

1. 本規程の対象チーム（以下「チーム」という）は、JPT2019登録以外の全チームとする。
2. 本規程の対象選手は、前項のチームに所属し、「JBCF2019 加盟登録規程」により加盟登録を完了した者を指す（以下「選手」という）。
 - (1) JET2019：JET チームに所属する全男子選手
 - (2) JFT2019：JET、JFT チームに所属する全女子選手
 - (3) JYT2019：JET チームに所属する18歳以下の男子選手
 - ① ジュニア男子：17歳および18歳の男子選手
 - ② ユース男子：16歳以下の男子選手

第1章 ツアー概要

第4条 (JET/JFT/JYT の管理統括)

JBCF 理事長は、JBCF 定款に基づいて、JET/JFT/JYT を管理統括する。

第5条 (チーム代表者会議の設置)

JBCF は、チーム代表者会議を設置する。

第2章 競技

第1節 競技全般

第6条 (JBCF 公式レース)

1. JET2019、JFT2019、JYT2019 における JBCF 公式レースとは、JBCF ロードシリーズの全レースをいう。
2. 前項における対象レースのレーティングは、以下のとおりとする。
 - (1) JET2019 : 【A】 【B】 【C】 【T】 【Cr】 【H】
 - (2) JFT2019 : 【A】 【B】 【C】 【T】 【Cr】 【H】
 - (3) JYT2019 : 【A】 【B】 【C】 【T】 【Cr】 【H】 (ジュニア男子およびユース男子選手の同走レース)
 - ① JYT が設定されていない大会開催日のレースにおいては、所属チームでの自己のカテゴリーで出走する。
 - ② 第3条第2項第3号にしたがい、ジュニア男子を【Y1】、ユース男子を【Y2】とする。
3. JET2019、JFT2019、JYT2019 の JBCF 公式レースは、JBCF が公表した 2019 年 3 月から 11 月までの間に開催する。

第7条 (レース日程等)

1. JBCF は、JBCF 公式レースの開催日、時刻または開催地を変更するやむを得ない特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、JBCF のホームページに掲示することにより、開催の日時または場所を変更することができる。
2. JBCF は、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他 JBCF またはいずれのチームの責にも帰すべからざる事由 (以下「不可抗力」という) により JBCF 公式レースが開催不能であると判断したときは、JBCF のホームページに掲示することにより、当該レースを中止とすることができる。この場合、JBCF は、理由の如何を問わず、大会エントリー費および年会費をチームに返還することを要しない。

第8条（女子強化指定選手）

1. 以下の全ての条件に該当する選手は、女子強化指定選手として、公式レースの E1 カテゴリーまたは E2 カテゴリーに出場することができる。
 - (1) JCF2019 年ロード強化指定選手またはそれに準ずる選手であること
 - (2) 前号の指定のうち、エリート女子または U23 女子であること
 - (3) 「JBCF2019 加盟登録規程」によりいずれかの既存チームに登録していること
 - (4) 前号の登録について、E1 カテゴリーまたは E2 カテゴリーであること
 - (5) JBCF の選考を経て、対象として決定通知を受けたこと
2. 女子強化指定選手は、E1 カテゴリーおよび E2 カテゴリーにおけるそれぞれの個人ポイントの対象となるが、チームポイントの対象とならない。

第9条（不正行為への関与の禁止）

チームおよびチームの役員、選手、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかに拘らず、また直接、間接を問わず、レースの結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第10条（JBCF 公式レースの主催）

JBCF 公式レースの主催および共催等については、「共催大会規程」および「認定大会規程」に関する規程」に定める。

第11条（競技規則）

公式レースは、すべて最新の JCF 競技規則、本規程および JBCF 大会特別規則に従って実施される。なお、JCF 規則に重複しない限りにおいて UCI 規則を準用することがある。

第12条（届出義務）

チームは、JBCF に対し、以下の事項を JBCF 所定の方法により届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

1. 選手
2. 監督、コーチ、ドクター、アテンダントおよびメカニック等（以下「チームスタッフ」という）

第13条（出走資格）

1. 「JBCF2019 加盟登録規程」に基づき JBCF への加盟登録を完了した選手のみが、JBCF 公式レースにおける出走資格を有する。

2. 選手は、公式レース出場に際し、JCF の発行した有効な競技者登録証（ライセンス）を携帯しなければならない。

第 14 条（ジャージ）

JBCF 公式レースにおいては、JBCF に登録したジャージを使用する。

第 15 条（ゼッケン番号等）

1. JBCF は、選手に対し、大会ごとにゼッケン番号を付与する。
2. JBCF は、選手に対し、大会ごとにフレームプレートを 1 人につき 1 枚貸与する。番号は、前項のゼッケン番号と同じものとする。
3. 前項のフレームプレートを改変することはできない。フレームプレートがやむを得ない事由により使用不能となったときは、当該チームがすみやかに JBCF に対して再交付を申請する。なお、JBCF は、フレームプレートを紛失したチームに対して、再交付のための製作実費を請求する。
4. 選手は、フレームプレートを装着しなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。ただし、やむを得ない事由により装着できないときは、JBCF が承認し、かつ選手が JBCF に対してペナルティ 5 千円を支払うことで出走することを認める。
5. 選手は、フレームプレートを JBCF 指定の位置に固定しなければならない。固定には、JBCF 公認のプレートホルダーの使用を推奨する。

第 16 条（使用機材）

使用機材は、UCI および JCF の規則に適合していることを要する。

第 17 条（オンボードカメラ）

1. 選手は、レースでの走行中に静止画および動画等の撮影をすることはできない。ただし、レースの安全管理等の目的で JBCF から撮影依頼があったときは、この限りではない。
2. 前項に違反し、撮影行為または撮影機器の取り付けが判明したときは、当該選手を失格とし、当該選手および所属するチームに対してペナルティを科す。レース終了後、動画サイト等に撮影動画がアップロードされていることが判明したときも同様とする。
3. 選手は、第 1 項ただし書きによりオンボードカメラの使用を認められたときであっても、撮影した映像を JBCF の事前承認なく営利目的で使用することはできない。
4. JBCF は、第 1 項ただし書きにより撮影を依頼したときは、その映像について責任をもって管理・利用する。

第2節 ライセンスコントロール

第18条（選手のライセンスコントロール）

1. 選手は、レースに参加するため、JCFの競技者ライセンスまたは国際ライセンスを取得しなければならない。
2. 選手は、レース会場のライセンスコントロールにて、JCFが発行する競技者ライセンスまたは国際ライセンスを提示しなければならない。ただし、以下のいずれかの場合、選手はレースに出走することができる。
 - (1) 都道府県車連の受領印がある申請書の控えを提示した場合
 - (2) 自転車運転免許証などの写真入りカード式IDによる本人確認が可能であり、かつJBCFに対し、レースエントリー料と同額の罰金を支払った場合
 - (3) JCFの競技者ライセンスを申請済みであることの証明書を提示した場合
3. JBCFは、ライセンスが確認できた選手に対して、計測タグとフレームプレートを貸与し、ボディゼッケンを配布する。

第19条（チームスタッフのライセンスコントロール）

1. チームスタッフのうち、補給ゾーンに立ち入る者、ロードレースの車両を運転する者、マネージャーミーティングに出席する者は、レース会場のライセンスコントロールにて、以下のいずれかを提示しなければならない。
 - (1) JCF公認チームアテンダント登録証
 - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認各級、同公認自転車競技各級指導員証、UCIの認めるコーチ有資格者証
 - (3) 有効期限内のJBCFチームアテンダント講習会修了証（写真入カード式ID）
2. チームアテンダントがライセンスコントロールを通らないチームは、レースで選手を出走させることができない。
3. チームスタッフは、ライセンスコントロールにて、外部搬送など緊急時に必要な連絡先を記入する。
4. ライセンスが確認されたチームスタッフのうち最低1名のチームアテンダントは、マネージャーミーティングに参加しなければならない。

第3節 バイクチェックおよび出走サイン

第20条（出走前検査）

選手は、レース開始前に、使用機材、服装および装備に関して審判員の検査を受けなければならない。

第21条（選手の服装）

選手の服装は、以下のとおりとする。

1. JCF 規則に準拠し、「JCF 公認」が表示されたヘルメットを着用する。ただし、破損または損傷が認められるヘルメットは使用できない。
2. アームウォーマーを着用することができる（JBCF の事前承認は不要）。
3. レッグウォーマーは、マネージャーミーティングまたはコミュニケで許可されたときのみ着用することができる。ただし、治療または予防の目的で着用を希望する選手は、マネージャーミーティングまでにチーフコミッセルまたはレースディレクターの許可を得たときは、着用することができる。
4. レーサーパンツは、膝が見える長さのものを着用する。
5. ソックスは、膝とくるぶしとの中間より上を覆わない長さのものを着用する。
6. レース結果に影響を与えるような付加的な衣類または物を着用することはできない。
7. レース中は、ジャージの表示やゼッケンが隠れるような衣類を着用することはできない。
8. ナショナルチャンピオンジャージの着用は、選手の義務とする。なお、JBCF ロードシリーズ各リーダージャージ着用の権利と重複したときは、以下のとおりとする。
 - (1) レース中は、ナショナルチャンピオンジャージの着用を優先する。
 - (2) 表彰式は、JBCF ロードレースジャージの着用を優先する。
9. タイムトライアルレースでは、各チームのジャージを着用することができる。

第 22 条（使用機材）

使用機材は、UCI および JCF の規則に適合していることを要する。

第 23 条（ギア比制限）

1. ジュニアおよびユースの選手のギア規制は、JCF の規則に準ずる。この場合、選手は、別紙 1【ジュニアギア比制限の解説】を参照しなければならない。
2. JCF 規則で使用ギア比制限を課せられた年齢の選手が入賞したときは、審判員は、レース後の当該入賞者に対し、ギア比の検査をおこなう。
3. 選手は、レース後すみやかにフィニッシュ地点に戻り、審判員の誘導に従う。

第 24 条（出走サイン）

1. ロードレースに出走する選手は、定められた時間内に JBCF が用意したサインシートに自署する。
2. 前項のサインシートに自署するときは、機材（自転車の寸法、重量等）、服装および装備（ヘルメット、ウェア、ボディゼッケン、計測タグ等）の検査をおこなうため、出走できる状態で臨まなければならない。
3. 本条第 1 項の自署をおこなわなかった選手は、JBCF に対し、レースエントリー料と同額の罰金を支払った場合のみ出走することができる。

第4節 レース

第25条（スタート）

1. 選手に対するスタート時の紹介およびスタート位置は、以下のとおりとする。なお、シーズン初戦は、前年度の最終結果を適用する。
 - (1) JET2019
 - ① エリートリーダージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
 - ② 年間総合ランキング 1 位チーム所属選手：チーム紹介、最前列からのスタート
 - (2) JFT2019
 - ① フェミニンリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
 - (3) JYT2019
 - ① ユースリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
2. パレードスタートをおこなうときは、マネージャーミーティングで実施内容を通達する。

第26条（飲食料の補給）

1. チームスタッフのうち補給ゾーンに立ち入る者（以下「補給員」という）は、補給に必要な最低限の物のみ携帯することができる。
2. 補給員は、所属するチームのジャージを着用する。ただし、他チームとの識別可能であるときは、チームのポロシャツ等を着用することができる。
3. 補給員の数は、レースごとの出走選手数により、以下のとおり制限される。
 - (1) 出走選手が4名以下：補給員は1名
 - (2) 出走選手が5名以上：補給員は2名
4. 補給員は、補給をおこなうときは、JBCF から貸与されたスタッフ証を常に携帯する。
5. 補給員は、移動しながら補給をすることはできない。
6. 選手は、グリーンゾーン（廃棄域）でのみゴミを処分することができる。ただし、ゴミを投げ捨てることは禁止する。
7. 本条に違反したときは、ペナルティの対象となる。

第27条（機材の補給）

1. 機材の補給は、大会特別規則において規定する。
2. チームスタッフのうち機材の補給・修理をおこなう者（以下「メカニック」という）は、原則として、チームカーに乗車した状態で機材の補給をすることはできない。この場合、メカニックは、チームカーから降車して、路肩で補給・修理をおこなう。

3. 選手は、レース中に同チームの他の選手またはチームから提供された自転車本体に交換したときは、すみやかに最寄りの審判員に申告する。また、レース終了後に自ら申告し、バイクチェックを受けなければならない。

第 28 条（ニュートラルサポート）

1. ロードレースにおけるニュートラルサポートは、以下のとおりとする。
 - (1) JET2019（E1）、JFT2019：運用することがある
 - (2) JET2019（E2、E3）：運用しない
2. ヒルクライムレースにおけるニュートラルサポートは、レースごとに安全の確保が確認できた場合のみ運用することがある。運用するかの判断は、大会実施要項または大会特別規則で発表する。

第 29 条（失格）

1. 周回コースのレースにおいて周回遅れになった選手は、そのレースについて失格となる。
2. 先頭選手からのタイム差などの理由で、コース上において、関門または移動審判もしくはコミッセルパネルから指示を受けた審判員から通告されたときも、前項と同様、失格とする。

第 5 節 レース後

第 30 条（貸与物の返却）

1. 選手は、JBCF に対し、競技終了後すみやかに、以下の貸与物を返却する。
 - (1) 計測タグ
 - (2) フレームプレート
2. 前項の貸与物を返却しなかったチームは、すみやかに JBCF に対してメール連絡（race@jbcf.or.jp）のうえ、返却方法の指示に従う。貸与物を紛失した選手は、JBCF に対し、実費 5 千円を支払う。

第 31 条（ペナルティ）

1. レースで発生した全てのペナルティは、リザルトに記載し、掲示する。
2. 前項のペナルティとして罰金を科された選手が所属するチームの代表者は、JBCF に対し、罰金を大会受付にて支払わなければならない。この支払が完了しないかぎり、当該選手は次回以降のレースに出走することができない。
3. 選手およびチームは、JBCF に対し、前二項に対する異議申立をおこなうことはできない。

第6節 救護

第32条 (救護)

1. 選手は、レースの出走に際して、健康保険証を持参しなければならない。
2. 選手は、ゼッケンの裏に、氏名（自筆、署名）、緊急連絡先（本人以外）、配慮を希望する事項（アレルギー、使用できない薬など）を記入する。
3. JBCFは、レース中における負傷の応急処置をおこなう。ただし、以後の処置は選手またはチームの責任でおこなう。

第3章 ポイント

第33条 (ポイント)

ポイントは、以下のとおりとする。

1. 個人ポイント
 - (1) 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順、中間ポイント、山岳ポイントなどにより与える。
 - (2) 各順位におけるポイントは、次条のポイント表にしたがう。
2. チームポイント
 - (1) チームポイントは、各レースのチーム内上位5名の個人ポイントの合計とする。
3. 中間ポイント
 - (1) 中間ポイントは、周回コースのレース中に対象周回のフィニッシュラインを1位で通過した選手に対し、優勝ポイントの指定割合を与える。ただし、完走しなかった選手に対しては付与しない。
 - (2) 前項の中間ポイントは、第1項の個人ポイントに加算する。
 - (3) クリテリウムレースおよびヒルクライムレースは、中間ポイントの対象外とする。

第34条 (ポイント表)

別紙2【JBCF 2019 ロードレース ポイント表】および別紙3【JBCF2019 トラックレース ポイント表】のとおりとする。

第35条 (チーム移籍時のポイント)

シーズン中に選手が移籍したときの移籍前に獲得したポイントは、以下のとおり処理する。

1. 個人ポイント : 対象選手が保持し、消滅しない。
2. チームポイント : 移籍元チームに残る。

第 36 条 (ポイントの持ち越し)

当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

第 37 条 (カテゴリーの振分け)

1. JBCF は、JET に関するカテゴリーの振分けを以下のとおりおこなう。
 - (1) E1 : 2018 年度に【P1】加盟登録選手で JPT2019 未加盟登録選手、JET2018 個人ランキングで【E1】上位 250 位以内および【E2】上位 50 位以内選手
 - (2) E2 : JET2018 個人ランキングで【E1】251 位以下、【E2】51 位から 432 位まで、【E3】上位 50 位以内選手
 - (3) E3 : 前二名以外の全選手および新規加盟登録者
 - (4) ただし、年度途中で E1 で 6 位以内に入った選手、および E2 から E1 へ、E3 から E2 へ自動昇格した選手は、その時点の保有ポイントに拘らずシーズン終了時のカテゴリーに残留となる。
2. 選手は、加盟登録時に限り、カテゴリーの自主降格をすることができる。ただし、降格できるカテゴリーは 1 つまでとし、2019 年度中に自主降格することはできない。
 - (1) チーム代表者は、JBCF に対し、加盟登録の期間中に、自主降格の選手名を連絡する。
 - (2) 以下の選手は、自主降格をすることはできない。
 - ① 2018 年【E1】入賞者 (6 位以内)
 - ② 2018 年【E2】入賞者 (6 位以内)
3. JBCF は、2019 年度が終了後に 2020 年度のカテゴリー振分けをおこなう。

第 38 条 (カテゴリーの自動昇格)

レースにおいて優秀な成績を収めた選手は、次のラウンドから、カテゴリーを自動昇格させる。ただし、既にエントリー済みのレースについて、エントリー料の差額調整等はおこなわない。

1. レースレイティング A のレース
 - (1) E2 のレースで 1 位の選手 : E1 に昇格
 - (2) E3 のレースで 1 位～3 位の選手 : E2 に昇格
2. 前項以外のレース
 - (1) E2 のレースで 1 位の選手 : E1 に昇格
 - (2) E3 のレースで 1 位～2 位の選手 : E2 に昇格

第4章 ランキング

第 39 条 (年間ランキング)

1. 個人年間ランキング

- (1) JET2019 : JET2019 における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (2) JFT2019 : JFT2019 における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (3) JYT2019 : JYT2019 における個人ポイントの年間累計で決定する。

2. チーム年間総合ランキング

- (1) 2019 シーズンの対象レースにおけるチームポイントの年間累計で決定する。

3. 前二項の各総合 1 位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。

- (1) 総合 1 位が同ポイントのときは、優勝回数の多い選手・チームを 1 位とする。
- (2) 更に優勝回数と同数のときは、当該ポイントに達した最後の選手・チームを 1 位とする。

第5章 表彰

第 40 条 (年間表彰)

JET2019、JFT2019、JYT2019 における年間表彰は、以下を対象として副賞を授与する。

1. 個人年間総合 1 位 : JET2019、JFT2019、JYT2019
2. チーム年間総合 1 位 : JET2019

第 41 条 (レース別表彰)

1. 各レースにおいて、個人総合 1 位の選手には、以下のとおりリーダージャージを授与する。
 - (1) JET2019 個人総合 1 位 : エリートリーダージャージ
 - (2) JFT2019 個人総合 1 位 : フェミニンリーダージャージ
 - (3) JYT2019 個人総合 1 位 : ユースリーダージャージ
 - (4) JET2019 クリテリウムレース総合 1 位 : スプリントリーダージャージ
 - (5) JET2019 ヒルクライムレース総合 1 位 : クライムリーダージャージ
2. 前項のジャージを授与された選手は、JBCF 公式レース出走時に当該ジャージ着用の権利と義務を負う。ただし、タイムトライアルおよびクリテリウムでワンピースタイプのジャージ着用を希望する選手は、チームジャージで出走することができる。

第 42 条 (リーダージャージの付与数)

前条のリーダージャージは、1 名の選手に対して、1 シーズン 2 枚のみの付与とする (JYT

は 1 枚とする)。ただし、やむを得ない事由により追加が必要になったときは、JBCF の判断により追加で付与する。

第 43 条（表彰式への参加）

1. 表彰を受ける選手は、レース終了後におこなわれる表彰式に参加する。この場合、選手は公式な服装（チームジャージ）で参加する。
2. 前項の表彰式に無断で参加しなかった選手には、以下の処分が科される。ただし、やむを得ない事由があり、レースディレクターの承認を得たときは、この限りではない。
 - (1) 当該選手の着順を空位とし、個人ポイントおよび所属チームのチームポイントを無効とする。
 - (2) 当該選手への賞状および副賞を無効として没収する。

第6章 選手

第 44 条（誠実義務）

1. 選手は、JBCF の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにチームの諸規則を遵守し、チームとの間に締結した契約を誠実に履行する。
2. 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努める。
3. 選手は、法令および公共のマナーを遵守するだけでなく、スポーツマンとしての言動（SNS 等のインターネット上の言動を含む）に注意する。

第 45 条（履行義務）

選手は、以下の各事項を履行する義務を負う。

1. チームの指定するすべてのレースへの出場
2. チームの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
3. JBCF またはチームの指定するミーティング、レースの準備に必要な行事への参加
4. チームより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
5. JBCF またはチームの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
6. JBCF またはチームの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
7. ドーピング検査の受検
8. JBCF が指定する薬物検査の受検

第 46 条（ドーピング禁止）

1. 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止

する。

2. 選手は、ドーピング検査の対象として指名されたときは、これを拒否することはできない。
3. 選手およびチームは、ドーピングに関する最新情報を常に入手するよう努める。
4. JBCF の公式レースにおけるドーピング検査については、JCF の定めにしたがう。
5. JBCF 以外の公式レース (UCI レースまたは JCF レース) におけるドーピング検査で陽性反応が検出された選手は、UCI または JCF で定める出場停止期間中は JBCF の公式レースで出走することはできない。

第 47 条 (禁止事項)

選手は、以下の各行為をおこなってはならない。

1. チームまたは JBCF の内部の者のみ知りうる守秘すべき事項を部外者に開示すること
2. チームおよび JBCF の事前の承認を得ていない広告宣伝・広報活動に参加もしくは関与すること
3. チームとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者と契約を締結すること
4. チームの事前の承認を得ずに、第三者の主催するレースまたはその他のスポーツの試合に参加すること
5. レースの結果に影響を与える不正行為に関与すること
6. 刑罰法規 (賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など) に抵触すること
7. 暴力団等の反社会的勢力と関わりを有すること
8. その他チームまたは JBCF にとって不利益となる行為をおこなうこと

第 48 条 (疾病および傷害)

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにチームに通知し、チームの指示に従わなければならない。

第 49 条 (未成年者)

選手が JCF の競技者ライセンス申請時に未成年であるときは、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を JCF に提出する。

第 50 条 (選手の肖像権について)

1. 選手は、選手契約の期間中であるか否かを問わず、選手の肖像、映像、氏名等 (以下「選手の肖像等」という) が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有しない。
2. 選手は、JBCF またはチームから指名を受けた場合、チーム、JBCF の広告宣伝・広報・プロモーション活動 (以下「広告宣伝等」という) に原則として無償で協力する。

3. 選手は、以下の各号について事前にチームの書面による承諾を得る。
 - (1) テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて配信される番組等への出演
 - (2) イベントへの出演
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
4. 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、チームと選手が協議して定める。

第7章 加盟登録および移籍

第51条（選手の登録）

選手の登録および移籍に関しては、「JBCF2019 加盟登録規程」に定める。

第8章 処分・免責

第52条（処分）

本規程に違反したチームには、以下の処分が科される。

1. 2019 シーズン累積1回目の違反：注意
2. 2019 シーズン累積2回目の違反：警告
3. 2019 シーズン累積3回目の違反：次のレースの出走禁止

第53条（免責）

1. JBCF は、本規程に関して、チーム、選手または第三者が損害を被ったときといえども、予見可能性の有無に拘らず、一切の責任を負わない。ただし、JBCF に故意または重過失がある場合は、この限りではない。
2. 前項本文により JBCF が損害賠償責任を負うときは、チームが JBCF に対して支払った金額を上限とする。

附則

この規程は、2019年2月15日から実施する。

別紙1【ジュニアギア比制限の解説】

JCFの競技規則においては、18歳以下の競技者について使用できる最大のギア比が制限されている。これは、成長期の選手の身体に過度な負荷を与えることによる故障のリスクを回避するためのものであり、JBCFでは各参加チームおよび各選手が遵守している。

しかし、他団体においては学校・学年等で特別な運用をしている。また、競技者ライセンスと学校・学年の違いから、選手の該当するカテゴリー・最大ギア比が分かりにくいところが多いため、競技規則理解のため以下で解説する。

なお、本解説の文中に出てくる歴年は2019年を基準としている。

1. 競技者のカテゴリー

UCI競技規則およびJCF規則では、選手の年齢によってカテゴリーを定めている。

JCF競技規則第6条1.(2)

「本連盟においては、競技者のカテゴリーを以下のように定める。ただし、年齢の基準は、各暦年中に達する年齢で区分する。」

(1) ユース(U13)	:12歳以下 (2007生まれ～)
(2) ユース(U15)	:13歳および14歳 (2006、2005生まれ)
(3) ユース(U17)	:15歳および16歳 (2004、2003生まれ)
(4) ジュニア	:17歳および18歳 (2002、2001生まれ)
(5) アンダー-23(U23)	:19～22歳 (2000～1997生まれ)
(6) エリート	:23歳以上 (1996～1990生まれ)
(7) マスターズ	:30歳以上の競技者でこの区分を選択した者(～1989生まれ)

年齢は競技規則の条文中に書かれているとおり、登録年の間に達する年齢で区分される。そのため、登録時(1月)に16歳である8月生まれの選手は、カテゴリー上は「ジュニア」と区分される。なお、カテゴリーの適用期間は1/1～12/31である。

ただし、早生まれの選手は、学年とカテゴリーが一般的なイメージとずれるため(例:早生まれ大学1年生はジュニアカテゴリー)、注意を要する。

2. ギア比制限

UCI競技規則では、ロードレースにおいてジュニアの競技者は最大ギア比をペダル1回転させたときの距離が7.93m以下となるように制限している。(UCI競技規則 2.2.023)

JCF競技規則では、さらにユースのU17・U15・U13についてもそれぞれ最大ギア比を設定している。また、トラックレースにおいても同様のギア比制限を設定している(JCF競技規則 第27条4 第28条1.①)。

なお、ユース以下のギア比制限およびトラックレースへの運用は、UCI規則としてではなく各国の競技連盟が独自で定めているもので、日本よりも重いギアを容認する国もあれば、さらに軽いギアに制限する国もある。しかし、いずれも選手への負担を考慮したものである。

それぞれの制限については以下のとおりである。

(1) ジュニア (18歳:2001生まれ、17歳:2002生まれ)	:7.93m
(2) ユースU17 (16歳:2003生まれ、15歳:2004生まれ)	:7.01m
(3) ユースU15 (14歳:2005生まれ、13歳:2006生まれ)	:6.10m
(4) ユースU13 (12歳:2007生まれ以降)	:5.66m

ただし、この制限はあくまでもペダルを1回転させた場合に進む距離が定義となっており、JCF競技規則集にフロント/リアのギア比の早見表が掲載されているが、表で制限範囲内となっているギアの組み合わせでも、タイヤサイズ等で距離をオーバーすることがある点は注意を要する。特に、昨今では太めのタイヤが使用されることが多いため、タイヤ・ホイールを交換された際は再度確認をされることを勧める。

別紙3【JBCF 2019トラックシリーズ ポイント表】

順位	TA(個人種目)	TB(個人種目)	TA(団体種目)	TB(団体種目)
1位	100	50	50	30
2位	70	35	35	20
3位	40	25	20	15
4位	30	20	15	10
5位	20	15	10	5
6位	15	10	5	2
7位～	5	3	2	1